

『折たく柴の記』中

意見書を差し上げる

宝永6年 正月 綱吉公薨去

まだ、綱吉公の葬儀も終わらないうちに、西の丸に都城の知らせが来た。懐に急務三ヶ条の意見書を入れて参上、間部詮房に会えなかつたので、弟の間部詮衡に渡して帰る。

『神祖法意解』1冊を献上

1/19に登城の際 元和令（元和の武家諸法度）の仰せがあり、その夜『神祖法意解』1冊を作り献上

生類憐れみの停止と綱吉公の葬儀

1/22綱吉公の葬儀

雨が降り続いたためとの説明だったが、実際は違う様である。

生類憐れみの令についての、扱いをどうするかを決めるために時間がかったようだ。

お世継ぎ（家宣）が参上されたとき 柳沢吉保・松平輝貞・松平忠栄（側用人）黒田直重（老中）らをはじめ近習を呼び、綱吉が「百年の後も、生類憐れみの令を予が生きていた時のようにするのが孝行であろう、ここに控えているものたちもよく聞いておけ」と仰られた。

家宣公の代になって、いきなり停止するのも適當ではないが、このままにしておくわけにもいかない。柳沢吉保をまず呼び、どうしても御遺言の形にしたいか意見を聞くと、柳沢はもとより生類の令を良いとは思っていなかったと答えた。今までこのことを扱ってきた者たちにも伝えるように指示した。

1/20 家宣は、遺言を賜った人々と お棺の前で、「禁令を廃止することをお許し下さい」と言われた。

御石棺の銘のこと

御石棺の銘文を林大学頭信篤にご下命があった。

1/18 御石棺のことについて、召し出され、「文書を作り差し出すよう」に仰せがあった。日本・中国の古い型式を併せて注記し差し出したところ、日光の准后（輪王寺宮弁法親王）のところに、信篤と白石の2つの書式を持っていき、尋ねられると。准后は白石の書式が優れていると答えた。信篤に「この書式（白石の）によって銘を作るよう」と命じた。

親王・皇女のお取り扱いについての意見書

宝永6年 1/27 【親王・皇女のお取り扱いについての意見書】を承る。

家康公から百年足らずのうちに、2度まで將軍家の血筋が絶える危機があった。

同じように皇室も盛衰を繰り返している。ここで歴史上の例を挙げている。天照大神の御子孫がこのようであるのに、神祖家康公の御子孫が永久に繁栄することを望むのはいかがなものかと考える。との意見書を出した。

「これは国家の大計であるから十分考えてみよう」と仰せがあり、東山天皇 皇子直仁親王に親王になられる宣旨を下されるようにと仰られた。

享保三年 吉宗の時代に閑院宮が設立された。

この意見書は、白石が家宣の將軍宣下の儀式の時(宝永6年5/1)に提出されている。

国家財政についての意見書

宝永6年 2/3 お召しにより登城

間部詮房朝臣からの話によると、大御台所（綱吉の正妻 鷹司信子）にお移り頂く御殿を作らなければならない。そのことを相談すると「国家財政は底をついて、今後に使うべき金がない」と言う。

御先代では、国家財政は、大久保忠増が所管 実際は荻原重秀（勘定奉行）一人に任せられていた。荻原重秀は柳沢吉保・稻垣重富などと相談してやってきた。他の老中たちの感知するところではなかった。

幕府直轄領から年々納められる金 76・7万両

夏冬の御給金 30万両

去年の国の費用 140万両

今後 前將軍の49日法事料・御靈屋を作る費用・將軍宣下の儀式の費用・本丸に移転する費用・内裏の造営費用がかかるが、現在御金蔵にある金は、37万両にすぎない。去年春、富士山噴火による災害のため、武藏・相模・駿河3国の灰砂を取り除く夫役を百万石の土地から金2両を集めたが（合計40万両）、16万両は灰砂を除く費用、残りは城北の御殿の費用として取ってある。

つまりは、金銀貨幣の改鑄をするべきであるとの考え方

綱吉公の時支出は収入の2倍、すでに国家財政は行き詰まり、元禄8年9月金銀貨幣の改鑄 大地震等で補った不足分も底をつけ、宝永3年7月に改鑄したが、なおも費用が不足なので、当十の大錢の改鑄が行われた。

この急場を救うのは改鑄しかないと 荻原重秀は言う。

家宣公は荻原の言うことはわかるが、改鑄以外の方法で取り計らってもらいたいと仰せられた。

白石は去年春、諸国から集められた金の余分を聞くと とっくにないと言う。

大阪の御金蔵にある 家康公の時代に作られた、大分銅を尋ねると、1つ2つ残っているだけと言う。

2/5 に詮房朝臣を通して以下のことを言上差し上げた。

前将軍の49日法事、御靈屋を作ること、將軍宣下の儀式は、たとえ国の財政に不足があつても執り行うべきである。国の財政に余裕ができたらば、お居間を改造いてお移り頂くのが適当であります。

荻原が言うところの、今年の国会財政は37万両だけと言うのは、去年収納した年々納められる76,7万両が含まれていない。

今日の窮乏した財政のことをお忘れになることなく、天下のために節約をされたならば、天下に恩恵をほどこされるようになるでしょう。

と申し上げた。

家宣公はこの意見書をご覧になりお慶びになり

2/6 「ご先代の日常の居間をすぐに取り壊すことは適当ではない。また金銀貨を改鑄することは、もう再議すべきではない」と仰付けになったと聞いた。

これが政治問題を白石に御下問になった最初のことであった。

大赦についての意見書

宝永6年 2/2 大赦についての意見書を求められた。

大赦が広く天下の人々に及ばなければならない。（生類憐れみの令についての罪についての文言あり）

日本・中国の故事を見ると、大赦は国家に大変革があり、めでたいことがあった時に行われる。近頃は凶事があった時にも行われている。先例を急に変えるわけにもいかないので、前将軍の49日御法事に常赦を行い、將軍宣下の儀式時に大赦を行い、旧来の方式を次第に改めるようにされてはどうかとの意見書を出す。

大御台所の御他界

大御台所（綱吉の正妻 鷹司信子） 宝永6年 2/10 没

2/20 大赦のことを御下命になった。

罪人を許されたこと

家宣公は御先代の裁判記録を取り寄せられ、毎晩ご自身でご覧になり、総計8831人の罪を許された。徳川家始まって以来、これほどの恩赦が行われたことは前例がない。大名以下に仰せがあったが、前例がないため、従うものが少なかった。理由を書いて差し出すように言われると、従うようになった。以後、奉行所で審議した記録を取り寄せ、將軍自らご覧になり、白石に下げ渡された。白石は罪人の下に自分の考えを書き添え差し出す。將軍の考えと違う場合は、白石に詳しく意見を聞き、その罪状を決められた。これほどまでに人々を憐れまれた例はない。